

No.	RETEC-0004, R00		
題名	3m 以上のラップルコンクリートの採用に係る審査上の取扱い		
概要	ラップルコンクリートによる基礎床の強度補正の深さが 3m 以上となる場合について、ウィンドファーム認証における審査上の取扱い及び確認事項を示す。		
発行履歴	Rev. No.	発行日	内容
	00	2026 年 9 月 30 日	初版発行

NKRE-GL-WFC01^[01]附属書 G.2-1.では、地盤改良を行う場合には、原則として支持構造物認証分科会 基礎・地盤部会において審査を行うことを規定している。また、同 G.2-2.では、ラップルコンクリートにより基礎床の強度補正を行い、その深さが 3m 未満である場合には、地盤改良に該当しないものとして取り扱って差し支えないことを規定している。本テクニカルインフォメーションでは、その深さが 3m 以上となる場合の審査上の取扱い及び確認事項を示す。

なお、本テクニカルインフォメーションの適用実績が十分に蓄積され、審査における運用上の問題がないことが確認された場合、NKRE-GL-WFC01^[01]を改訂することとする。

- 基礎床の強度補正としてのラップルコンクリートの深さが 3m 以上となる場合には、支持構造物認証分科会 基礎・地盤部会による審査の要否を確認するため、少なくとも以下の事項を確認できる資料を提出すること。
 - (1) ラップルコンクリートを地盤改良体として取り扱う必要性の有無及びその理由。
 - (2) ラップルコンクリートを地盤改良体として取り扱う場合、その構造健全性の確保状況。(例：ラップルコンクリートの設計強度の設定方法及び施工時の品質管理方法について具体的に示すなど。)
 - (3) ラップルコンクリートを基礎底面の一部分にのみ採用する場合、又は通常想定される範囲を超える厚さを採用する場合、入力地震動及び地盤ばねの設定を含む設計方針の妥当性。(例：ラップルコンクリートを採用しない場合と比べて、入力地震動の増幅又は地震応答特性の変化が設計上問題とならないことを示すなど。)

以上

参照規格・基準

[01] NKRE-GL-WFC01：ウィンドファーム認証 陸上風力発電所編（日本海事協会 2026 年 9 月）